

令和 8 年第 3 回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和8年9月2日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（令和8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））	7
報告	2	健全化判断比率の修正について	11
報告	3	令和7年度健全化判断比率について	15
報告	4	令和7年度資金不足比率について	19
議案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	23
議案	2	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	3	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	4	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案	5	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案	6	泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案	7	令和8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	47

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	8	令和8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	105
議案	9	令和8年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	119
議案	10	令和8年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	135
議案	11	令和8年度泉南市下水道事業会計補正予算（第1号）	149
議案	12	令和7年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	159
議案	13	令和7年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	161
議案	14	令和7年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	163
議案	15	令和7年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	165
議案	16	令和7年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	167
議案	17	令和7年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	169
議案	18	令和7年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	171
議案	19	令和7年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	173

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	20	令和7年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	175
議案	21	令和7年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	177
議案	22	令和7年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	179
議案	23	令和7年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	181
議案	24	令和7年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	183
議案	25	令和7年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	185
議案	26	令和7年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	187
議案	27	令和7年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	189
議案	28	令和7年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	191
議案	29	令和7年度泉南市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について	193

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年9月2日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 令和8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

専決理由

債務負担行為の追加について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第 5 号

令和 8 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 7 月 2 4 日専決

泉南市長 山 本 優 真

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
市有施設LED照明リース事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和17年度	2,400千円

報告第2号

健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度から令和6年度までの健全化判断比率の修正を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月2日提出

泉南市長 山 本 優 真

健全化判断比率

（単位：％）

決 算 年 度	実 質 公 債 費 比 率		将 来 負 担 比 率	
	修正前	修正後	修正前	修正後
令 和 2 年 度	10.1	10.2	85.2	88.5
令 和 3 年 度	9.6	9.8	64.4	66.2
令 和 4 年 度	9.3	9.6	50.4	52.9
令 和 5 年 度	8.6	8.8	40.9	42.7
令 和 6 年 度	8.1	8.2	31.7	33.1

泉南監報告第7号

令和8年8月6日

泉南市長 山 本 優 真 様

泉南市監査委員 川 瀬 智 規

泉南市監査委員 大 森 和 夫

健全化判断比率の修正に伴う審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により再審査に付された、令和2年度から令和6年度までの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

健全化判断比率の修正に伴う審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、再審査に付された令和2年度から令和6年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の概要

この審査は、市長から再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

再審査に付された、下記の修正後の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

修正後も実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

修正後も連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、修正後も全ての年度において、早期健全化基準の25.0%未満である。

実質公債費比率

(単位：%)

年 度	修正前	修正後	早期健全化基準
令和2年度	10.1	10.2	25.0
令和3年度	9.6	9.8	
令和4年度	9.3	9.6	
令和5年度	8.6	8.8	
令和6年度	8.1	8.2	

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、修正後も全ての年度において、早期健全化基準の350.0%未満である。

将来負担比率

(単位：%)

年 度	修正前	修正後	早期健全化基準
令和2年度	85.2	88.5	350.0
令和3年度	64.4	66.2	
令和4年度	50.4	52.9	
令和5年度	40.9	42.7	
令和6年度	31.7	33.1	

(3) 是正改善を要する事項

当該比率は本市の財政状況を把握する上で非常に重要な指標であることから、今後は、基礎数値を適正に算定し、十分な確認を行うことにより、再発防止に努められたい。また、当職においても、審査に当たり確認体制の強化を図ることとする。

報告第3号

令和7年度健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月2日提出

泉南市長 山 本 優 真

令和7年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.78)	— (17.78)	7.1 (25.0)	29.0 (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第8号

令和8年8月6日

泉南市長 山 本 優 真 様

泉南市監査委員 川 瀬 智 規

泉南市監査委員 大 森 和 夫

令和7年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

令和7年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和 6 年度	令和 7 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	1 2 . 7 8
② 連結実質赤字比率	—	—	1 7 . 7 8
③ 実質公債費比率	8 . 2	7 . 1	2 5 . 0
④ 将来負担比率	3 3 . 1	2 9 . 0	3 5 0 . 0

※「—」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和 7 年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は 7 . 1 % となっており、早期健全化基準の 2 5 . 0 % 未満である。

④ 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は 3 3 . 1 % となっており、早期健全化基準の 3 5 0 . 0 % 未満である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第4号

令和7年度資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月2日提出

泉南市長 山 本 優 真

令和7年度資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 施行令（平成19年政令第397号）第17条 の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第9号

令和8年8月6日

泉南市長 山 本 優 真 様

泉南市監査委員 川 瀬 智 規

泉南市監査委員 大 森 和 夫

令和7年度資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、令和7年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

令和7年度資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

資金不足比率	令和 7 年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

令和 7 年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第 1 号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

住 所	泉南市外
氏 名	佐藤 さゆき（さとう さゆき）
生 年 月 日	○年○月○日
職 業	不動産鑑定士

提案理由

泉南市固定資産評価審査委員会委員佐藤さゆき氏は、令和 8 年 1 1 月 3 0 日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

佐藤 さゆき 氏 経歴

平成	4年	3月	関西大学文学部卒業
同	4年	4月	東急リバブル株式会社入社
同	11年	11月	株式会社明日香不動産研究所入社
同	12年	7月	株式会社不動産経営研究所入社
同	16年	3月	不動産鑑定士登録
同	17年	3月	咲不動産鑑定設立
同	29年	12月	泉南市固定資産評価審査委員会委員就任（現在に至る）

議案第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

国家公務員の給与制度の改正を踏まえ、本市の通勤手当の支給に係る規定について所要の措置を講ずる必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項第1号ただし書を削り、同項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42, 200円
ソ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45, 700円
タ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49, 200円
チ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52, 700円
ツ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56, 200円
テ	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59, 600円
ト	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63, 000円
ナ	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66, 400円

第15条の4第2項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えると
きは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月
数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件
を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とす

るもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第15条の4第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（通勤手当の内払）

2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

3 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

議案第 3 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行により、在留外国人の求めに応じ、個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付が可能となったことに伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例（平成8年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又は」を「、」に、「個人番号カードで、」を「個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち、」に改める。

第14条中「カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加える。

第15条第2号中「又は」を「、」に改め、「カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加え、同条第3号中「カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加え、同条第4号中「カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正により、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年泉南市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 52 条」を「一第 52 条」に改める。

第 2 条中「法、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「これらの項」を「選考方法又は前項」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「児童福祉法」の次に「（昭和 22 年法律第 164 号）」を加え、「第 73 条第 1 項」を「附則第 73 条第 1 項」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令」を「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。

以下「令」という。)」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「規定する」の次に「選考方法及び同条第３項に規定する」を加える。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第２９条第１項中「第３９条第４項」を「第３９条第５項」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付

認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下この項において「省令」という。）を「泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）」に、「省令第27条」を「同条例第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項、及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「同項」を削り、同項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限

る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」と

あるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項）を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項）に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」を「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、本市が定める基準について所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。」を「とする。」に改める。

附則第3条中「事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 6 号

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、本市が定める基準について所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年泉南市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 7 号

令和 8 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 6 , 7 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 , 8 2 3 , 5 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		78,400	4,122	82,522
	1 地方特例交付金	78,400	4,122	82,522
10 地方交付税		4,389,400	3,290	4,392,690
	1 地方交付税	4,389,400	3,290	4,392,690
14 国庫支出金		6,608,247	31,132	6,639,379
	2 国庫補助金	796,406	31,132	827,538
15 府支出金		2,650,868	23,500	2,674,368
	2 府補助金	617,930	23,500	641,430
17 寄附金		1,515,600	15,000	1,530,600
	1 寄附金	1,515,600	15,000	1,530,600
18 繰入金		2,824,824	107,595	2,932,419
	1 基金繰入金	2,771,780	107,595	2,879,375
19 諸収入		304,731	22,841	327,572
	3 雑入	300,704	22,841	323,545
20 市債		1,981,100	13,500	1,994,600
	1 市債	1,981,100	13,500	1,994,600
21 繰越金		0	195,787	195,787
	1 繰越金	0	195,787	195,787
歳 入	合 計	32,406,824	416,767	32,823,591

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		214,811	3,060	217,871
	1 議会費	214,811	3,060	217,871
2 総務費		3,696,041	△ 74,800	3,621,241
	1 総務管理費	2,955,944	△ 85,438	2,870,506
	2 徴税費	342,080	9,350	351,430
	3 戸籍住民基本台帳費	288,135	4,591	292,726
	4 選挙費	84,131	△ 5,817	78,314
	5 統計調査費	12,610	20	12,630
	6 監査委員費	13,141	2,494	15,635
3 民生費		14,357,760	63,455	14,421,215
	1 社会福祉費	5,709,581	△ 23,078	5,686,503
	2 児童福祉費	4,477,901	56,610	4,534,511
	3 生活保護費	2,133,345	11,771	2,145,116
	4 国民健康保険費	968,341	772	969,113
	5 介護保険費	1,068,592	17,380	1,085,972
4 衛生費		2,110,459	912	2,111,371
	1 保健衛生費	765,000	5,882	770,882
	2 清掃費	1,325,339	△ 4,970	1,320,369
5 農林水産業費		184,262	△ 1,474	182,788
	1 農業費	170,250	△ 1,474	168,776
6 商工費		161,668	△ 1,955	159,713

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	161,668	△ 1,955	159,713
7 土木費		2,225,748	68,332	2,294,080
	1 土木管理費	167,340	39,795	207,135
	2 道路橋梁費	401,782	△ 3,691	398,091
	4 都市計画費	1,084,979	39,815	1,124,794
	5 住宅費	540,945	△ 7,587	533,358
9 教育費		4,644,148	44,287	4,688,435
	1 教育総務費	2,512,402	3,376	2,515,778
	2 小学校費	861,737	5,041	866,778
	3 中学校費	311,215	86	311,301
	4 幼稚園費	364,259	2,420	366,679
	5 社会教育費	511,071	21,060	532,131
	6 保健体育費	83,464	12,304	95,768
11 諸支出金		1,676,896	314,950	1,991,846
	1 財政調整基金費	1,118	97,894	99,012
	3 公債費管理基金費	148,747	3,290	152,037
	10 雑支出	368	213,766	214,134
歳出	合 計	32,406,824	416,767	32,823,591

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと寄附推進事業支援業務委託事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和11年度	年度の寄附受入額の5／10以下
課税証明書コンビニ交付システム導入事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和9年度	902千円
砂川樫井線新設事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和9年度	35,000千円

第3表 地方債補正

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
道路整備事業	千円 169,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資 金については、その融通条 件による。ただし、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 182,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和 8 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

款 9 地方特例交付金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9 地方特例交付金		78,400	4,122	82,522			
(1) 地方特例交付金		78,400	4,122	82,522			
	1) 地方特例交付金	78,400	4,122	82,522	1. 地方特例交付金	4,122	地方特例交付金
10 地方交付税		4,389,400	3,290	4,392,690			
(1) 地方交付税		4,389,400	3,290	4,392,690			
	1) 地方交付税	4,389,400	3,290	4,392,690	1. 地方交付税	3,290	普通交付税
14 国庫支出金		6,608,247	31,132	6,639,379			
(2) 国庫補助金		796,406	31,132	827,538			
	1) 総務費国庫補助金	179,989	22,802	202,791	1. 総務管理費補助金	22,802	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	2) 民生費国庫補助金	205,460	8,330	213,790	3. 介護保険費補助金	8,330	地域介護・福祉空間整備等施設事業補助金
15 府支出金		2,650,868	23,500	2,674,368			
(2) 府補助金		617,930	23,500	641,430			
	2) 民生費府補助金	313,455	8,500	321,955	3. 介護保険費補助金	8,500	大阪府ケアプランデータ連携システムの活用促進補助金
	6) 土木費府補助金	23,308	15,000	38,308	3. 都市計画費補助金	15,000	砂川樫井線新設事業補助金
17 寄附金		1,515,600	15,000	1,530,600			
(1) 寄附金		1,515,600	15,000	1,530,600			

	1) 総務費寄附金	1, 513, 768	15, 000	1, 528, 768	1. 総務管理費寄附金	15, 000	企業版ふるさと納税寄附金
18 繰入金		2, 824, 824	107, 595	2, 932, 419			
(1) 基金繰入金		2, 771, 780	107, 595	2, 879, 375			
	1) 財政調整基金繰入金	439, 743	76, 339	516, 082	1. 財政調整基金繰入金	76, 339	財政調整基金繰入金
	4) ふるさと泉南水な す基金繰入金	1, 418, 933	31, 256	1, 450, 189	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	31, 256	ふるさと泉南水なす基金繰入金
19 諸収入		304, 731	22, 841	327, 572			
(3) 雑入		300, 704	22, 841	323, 545			
	2) 雑入	299, 504	1, 600	301, 104	4. 雑入	1, 600	公益信託高速道路防災対策等に関する支援金
	3) 過年度収入	0	21, 241	21, 241	1. 過年度収入	21, 241	特別障害者手当等給付費国庫負担金 22 児童手当国庫負担金 4, 957 未熟児養育医療費国庫負担金 179 生活保護費国庫負担金 2, 653 生活保護費府費負担金 1, 943 施設型給付費国庫負担金 11, 487
20 市債		1, 981, 100	13, 500	1, 994, 600			
(1) 市債		1, 981, 100	13, 500	1, 994, 600			
	5) 土木債	558, 500	13, 500	572, 000	2. 都市計画債	13, 500	道路整備事業債
21 繰越金		0	195, 787	195, 787			
(1) 繰越金		0	195, 787	195, 787			
	1) 繰越金	0	195, 787	195, 787	1. 前年度繰越金	195, 787	前年度繰越金

款 21 繰越金 項 1 繰越金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
歳 入 合 計		32,406,824	416,767	32,823,591			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	214,811	3,060	217,871		3,060	
(1) 議会費	214,811	3,060	217,871		3,060	
1) 議会費	214,811	3,060	217,871		3,060	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,725	
				3. 職員手当等	1,238	
				4. 共済費	97	
[1] 人件費事業	189,481	3,060	192,541		3,060	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,725	一般職
				3. 職員手当等	1,238	地域手当 190 通勤手当 328 児童手当 △100 期末手当 483 勤勉手当 337
				4. 共済費	97	共済組合納付金 28 共済組合納付金（短期） 24 厚生年金保険料 45
2 総務費	3,696,041	△74,800	3,621,241	24,000	△98,800	
				寄附金		
				15,000		
				繰入金		
				9,000		
(1) 総務管理費	2,955,944	△85,438	2,870,506	24,000	△109,438	
				寄附金		
				15,000		
				繰入金		
				9,000		
1) 一般管理費	250,641	△3,392	247,249		△3,392	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,773	
				3. 職員手当等	△1,612	
				4. 共済費	△7	
[1] 人件費事業	133,011	△3,392	129,619		△3,392	秘書人事課

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1, 773	特別職 △2, 046 一般職 273
				3. 職員手当等	△1, 612	地域手当 (特別職) △225 通勤手当 (特別職) 66 期末手当 (特別職) △626 扶養手当 △171 地域手当 △64 管理職手当 △150 住居手当 111 通勤手当 154 児童手当 △320 期末手当 △221 勤勉手当 △166
				4. 共済費	△7	共済組合納付金 (特別職) △3 共済組合納付金 2 共済組合納付金 (短期) △6
2) 人事管理費	582, 802	△137, 203	445, 599		△137, 203	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△70, 171	
				3. 職員手当等	△41, 363	
				4. 共済費	△25, 699	
				8. 旅費	30	
[1] 人件費事業	553, 343	△137, 203	416, 140		△137, 203	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△70, 171	一般職
				3. 職員手当等	△41, 363	扶養手当 △2, 103 地域手当 △7, 970 管理職手当 △180 住居手当 △2, 046 通勤手当 △1, 504 児童手当 △1, 380

						期末手当	△12,953
						勤勉手当	△13,227
				4. 共済費	△25,699	共済組合納付金	△27,326
						共済組合納付金（短期）	673
5) 財政管理費	271,834	13,445	285,279			厚生年金保険料	954
				8. 旅費	30	費用弁償	
					13,445		
				節 区 分	金 額		
[1] 人件費事業	87,983	13,445	101,428	2. 給料	5,394		
				3. 職員手当等	4,706		
				4. 共済費	3,345		
					13,445	秘書人事課	
[1] 人件費事業	87,983	13,445	101,428	節 区 分	金 額		
				2. 給料	5,394	一般職	
				3. 職員手当等	4,706	扶養手当	474
						地域手当	655
6) 契約検査費	33,013	△196	32,817			管理職手当	90
						通勤手当	89
						児童手当	240
						期末手当	1,622
[1] 人件費事業	31,539	△196	31,343			勤勉手当	1,536
				4. 共済費	3,345	共済組合納付金	
					△196		
				節 区 分	金 額		
[1] 人件費事業	31,539	△196	31,343	2. 給料	10	一般職	
				3. 職員手当等	△88		
				4. 共済費	△118		
					△196	秘書人事課	
[1] 人件費事業	31,539	△196	31,343	節 区 分	金 額		
				2. 給料	10	一般職	
				3. 職員手当等	△88	扶養手当	△78
						地域手当	△8
[1] 人件費事業	31,539	△196	31,343			通勤手当	179
						児童手当	△100
						期末手当	△16
						勤勉手当	△65

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△118	共済組合納付金
7) 会計管理費	91,363	△8,221	83,142		△8,221	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,373	
				3. 職員手当等	△2,499	
				4. 共済費	△1,379	
				8. 旅費	30	
[1] 人件費事業	58,398	△8,221	50,177		△8,221	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,373	一般職
				3. 職員手当等	△2,499	地域手当 △481
						通勤手当 25
						期末手当 △1,073
				4. 共済費	△1,379	共済組合納付金
				8. 旅費	30	費用弁償
8) 財産管理費	119,334	△1,159	118,175		△1,159	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△803	
				3. 職員手当等	△357	
				4. 共済費	1	
[1] 人件費事業	45,044	△1,159	43,885		△1,159	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△803	一般職
				3. 職員手当等	△357	扶養手当 293
						地域手当 △136
						管理職手当 △720
						住居手当 282
						通勤手当 41
						児童手当 160
						期末手当 △361

						勤勉手当	84
				4. 共済費	1	共済組合納付金	528
						共済組合納付金（短期）	△225
						厚生年金保険料	△302
9) 企画費	1,184,084	26,330	1,210,414	24,000	2,330		
				寄附金			
				15,000			
				繰入金			
				9,000			
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,714		
				3. 職員手当等	403		
				4. 共済費	△787		
				12. 委託料	24,000		
[1] 人件費事業	182,418	2,330	184,748		2,330	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,714	一般職	
				3. 職員手当等	403	扶養手当	285
						地域手当	211
						管理職手当	△1,080
						住居手当	△252
						通勤手当	1,098
						児童手当	440
						期末手当	△199
						勤勉手当	△100
				4. 共済費	△787	共済組合納付金	△1,651
						共済組合納付金（短期）	561
						厚生年金保険料	303
[16] シティプロモーション推進事業	56,160	9,000	65,160	9,000		ふるさと連携戦略課	
				繰入金			
				9,000			
				[ふるさと泉南水なす基金繰入金			
				9,000]			

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	9,000	ECサイト活用委託料
[17] 公民連携推進事業	68	15,000	15,068	15,000		ふるさと連携戦略課
				寄附金 15,000 [総務管理費寄附金 15,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	15,000	公民連携推進事業委託料
10) 情報管理費	308,896	5,196	314,092		5,196	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,865	
				3. 職員手当等	1,383	
[1] 人件費事業	48,775	5,196	53,971	4. 共済費	948	
					5,196	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,865	一般職
				3. 職員手当等	1,383	扶養手当 △388 地域手当 272 通勤手当 424 児童手当 85 期末手当 450 勤勉手当 540
				4. 共済費	948	共済組合納付金
					548	
11) 公平委員会費	10,192	548	10,740	節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△14	
				4. 共済費	562	
					548	秘書人事課
[1] 人件費事業	9,806	548	10,354	節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△14	勤勉手当

				4. 共済費	562	共済組合納付金
12) 人権推進費	73,560	19,214	92,774		19,214	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	8,725	
				3. 職員手当等	7,593	
				4. 共済費	2,896	
[1] 人件費事業	47,407	19,214	66,621		19,214	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	8,725	一般職
				3. 職員手当等	7,593	扶養手当 539 地域手当 1,119 管理職手当 900 通勤手当 469 期末手当 2,306 勤勉手当 2,260
				4. 共済費	2,896	共済組合納付金 2,279 共済組合納付金（短期） 258 厚生年金保険料 359
(2) 徴税費	342,080	9,350	351,430		9,350	
1) 賦課費	223,435	10,639	234,074		10,639	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,584	
				3. 職員手当等	4,353	
				4. 共済費	1,672	
				8. 旅費	30	
[1] 人件費事業	142,708	10,639	153,347		10,639	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,584	一般職
				3. 職員手当等	4,353	扶養手当 93 地域手当 528 管理職手当 120 住居手当 533 通勤手当 799 児童手当 80 期末手当 1,221 勤勉手当 979

款 2 総務費 項 2 徴税費

款 2 総務費 項 2 徴税費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	1,672	共済組合納付金 2,018 共済組合納付金（短期） 13 厚生年金保険料 △359
				8. 旅費	30	費用弁償
2) 徴収費	117,445	△1,289	116,156		△1,289	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△580	
				3. 職員手当等	△545	
				4. 共済費	△164	
[1] 人件費事業	67,326	△1,289	66,037		△1,289	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△580	一般職
				3. 職員手当等	△545	扶養手当 △468 地域手当 △116 住居手当 336 通勤手当 458 児童手当 △440 期末手当 △249 勤勉手当 △66
				4. 共済費	△164	共済組合納付金
(3) 戸籍住民基本台帳費	288,135	4,591	292,726		4,591	
1) 戸籍住民基本台帳費	288,135	4,591	292,726		4,591	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,574	
				3. 職員手当等	1,392	
				4. 共済費	625	
[1] 人件費事業	151,106	4,591	155,697		4,591	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,574	一般職

				3. 職員手当等	1,392	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	117 355 540 638 △20 △190 △48
				4. 共済費	625	共済組合納付金 共済組合納付金（短期） 厚生年金保険料	700 △35 △40
(4) 選挙費	84,131	△5,817	78,314		△5,817		
1) 選挙管理委員会費	31,231	△5,817	25,414		△5,817		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△3,205		
				3. 職員手当等	△2,243		
				4. 共済費	△429		
				8. 旅費	60		
[1] 人件費事業	28,947	△5,817	23,130		△5,817	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△3,205	一般職	
				3. 職員手当等	△2,243	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△216 △376 △245 30 △796 △640
				4. 共済費	△429	共済組合納付金	
				8. 旅費	60	費用弁償	
(5) 統計調査費	12,610	20	12,630		20		
1) 統計調査総務費	8,503	20	8,523		20		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	42		
				4. 共済費	△22		
[1] 人件費事業	8,480	20	8,500		20	秘書人事課	

款 2 総務費 項 5 統計調査費

款 2 総務費 項 5 統計調査費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	42	勤勉手当
				4. 共済費	△22	共済組合納付金
(6) 監査委員費	13, 141	2, 494	15, 635		2, 494	
1) 監査委員費	13, 141	2, 494	15, 635		2, 494	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	760	
				3. 職員手当等	1, 592	
				4. 共済費	142	
[1] 人件費事業	11, 564	2, 494	14, 058		2, 494	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	760	一般職
				3. 職員手当等	1, 592	扶養手当 312 地域手当 118 通勤手当 22 児童手当 239 期末手当 406 勤勉手当 495
				4. 共済費	142	共済組合納付金 1, 010 共済組合納付金（短期）△367 厚生年金保険料△501
3 民生費	14, 357, 760	63, 455	14, 421, 215	16, 830	46, 625	
				国庫支出金		
				8, 330		
				府支出金		
				8, 500		
(1) 社会福祉費	5, 709, 581	△23, 078	5, 686, 503		△23, 078	
1) 社会福祉総務費	243, 258	△848	242, 410		△848	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△686	
				3. 職員手当等	102	
				4. 共済費	△264	

[1] 人件費事業	65,784	△848	64,936		△848	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△686	一般職	
				3. 職員手当等	102	扶養手当	279
						地域手当	△55
						管理職手当	△90
						住居手当	39
						通勤手当	247
						児童手当	220
						期末手当	△370
						勤勉手当	△168
				4. 共済費	△264	共済組合納付金	504
						共済組合納付金（短期）	△326
						厚生年金保険料	△442
5) 国民年金費	18,968	277	19,245		277		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	225		
				4. 共済費	52		
[1] 人件費事業	17,577	277	17,854		277	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	225	通勤手当	246
						勤勉手当	△21
				4. 共済費	52	共済組合納付金	57
						共済組合納付金（短期）	△5
8) 障害福祉費	3,790,695	△11,883	3,778,812		△11,883		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△6,627		
				3. 職員手当等	△3,722		
				4. 共済費	△1,534		
[1] 人件費事業	123,876	△11,883	111,993		△11,883	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△6,627	一般職	
				3. 職員手当等	△3,722	地域手当	△729
						住居手当	△654
						通勤手当	456
						児童手当	△10

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						期末手当 △1,691 勤勉手当 △1,094
				4. 共済費	△1,534	共済組合納付金 △1,726 共済組合納付金（短期） 65 厚生年金保険料 127
9) 老人福祉費	90,677	△5,250	85,427		△5,250	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,833	
				3. 職員手当等	△1,436	
				4. 共済費	△981	
[1] 人件費事業	29,334	△5,250	24,084		△5,250	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,833	一般職
				3. 職員手当等	△1,436	扶養手当 △234 地域手当 △338 通勤手当 282 児童手当 △160 期末手当 △519 勤勉手当 △467
				4. 共済費	△981	共済組合納付金 △976 共済組合納付金（短期） △5
14) 後期高齢者医療費	1,256,368	△5,374	1,250,994		△5,374	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,902	
				3. 職員手当等	△1,453	
				4. 共済費	△1,055	
				27. 繰出金	36	
[1] 人件費事業	27,313	△5,410	21,903		△5,410	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,902	一般職
				3. 職員手当等	△1,453	地域手当 △319

						通勤手当 66 期末手当 △675 勤勉手当 △525
				4. 共済費	△1,055	共済組合納付金 △970 共済組合納付金（短期） △35 厚生年金保険料 △50
[2] 後期高齢者医療 事業特別会計繰 出金事業	298,011	36	298,047		36	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	36	後期高齢者医療事業特別会計繰出金
(2) 児童福祉費	4,477,901	56,610	4,534,511		56,610	
1) 児童福祉総務費	1,492,583	10,575	1,503,158		10,575	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	167	
				3. 職員手当等	144	
				4. 共済費	△198	
				8. 旅費	95	
				10. 需用費	20	
				11. 役務費	167	
				18. 負担金、補助及び 交付金	10,180	
[1] 人件費事業	64,121	36	64,157		36	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	144	通勤手当 312 勤勉手当 △168
				4. 共済費	△198	共済組合納付金
				8. 旅費	90	費用弁償
[12] 物価高騰対応支 援事業	0	10,539	10,539		10,539	家庭支援課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	167	会計年度任用職員報酬
				8. 旅費	5	費用弁償
				10. 需用費	20	消耗品費
				11. 役務費	167	郵便料 63 口座振替手数料 104

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	10,180	ひとり親世帯支援給付金 9,700 子ども食堂ネットワーク補助金 480
5) 保育子育て支援 費	132,875	8,103	140,978		8,103	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	3,867	
				3. 職員手当等	2,997	
				4. 共済費	1,239	
[1] 人件費事業	124,724	8,103	132,827		8,103	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	3,867	一般職
				3. 職員手当等	2,997	扶養手当 156 地域手当 443 住居手当 △205 通勤手当 584 児童手当 585 期末手当 744 勤勉手当 690
				4. 共済費	1,239	共済組合納付金 1,289 共済組合納付金（短期） △44 厚生年金保険料 △6
6) 保育教育支援費	1,911,632	37,947	1,949,579		37,947	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	14,449	
				3. 職員手当等	7,879	
				4. 共済費	3,049	
				8. 旅費	570	
				18. 負担金、補助及び 交付金	12,000	
[1] 人件費事業	287,384	25,947	313,331		25,947	秘書人事課

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	14,449	一般職
				3. 職員手当等	7,879	扶養手当 78 地域手当 1,598 住居手当 168 通勤手当 1,841 児童手当 240 期末手当 2,228 勤勉手当 1,726
				4. 共済費	3,049	共済組合納付金 5,846 共済組合納付金（短期） △601 厚生年金保険料 △2,196
				8. 旅費	570	費用弁償
					12,000	保育子ども課
				節 区 分	金 額	
〔 4〕 物価高騰対応支援事業	0	12,000	12,000	18. 負担金、補助及び交付金	12,000	民間保育所等運営費補助金
7) 子ども総合支援センター費	247,927	4,652	252,579		4,652	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,252	
				3. 職員手当等	1,825	
				4. 共済費	455	
〔 1〕 人件費事業	217,774	4,652	222,426	8. 旅費	120	
					4,652	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,252	一般職
				3. 職員手当等	1,825	扶養手当 △156 地域手当 230 住居手当 △336 通勤手当 2,061 期末手当 2 勤勉手当 24
				4. 共済費	455	共済組合納付金 512 共済組合納付金（短期） △79

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						厚生年金保険料 22
				8. 旅費	120	費用弁償
8) 地域子育て支援 センター事業費	130, 385	△4, 667	125, 718		△4, 667	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2, 764	
				3. 職員手当等	△1, 305	
				4. 共済費	△658	
				8. 旅費	60	
[1] 人件費事業	109, 394	△4, 667	104, 727		△4, 667	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2, 764	一般職
				3. 職員手当等	△1, 305	扶養手当 216 地域手当 △281 通勤手当 △141 期末手当 △651 勤勉手当 △448
				4. 共済費	△658	共済組合納付金 △77 共済組合納付金（短期） △227 厚生年金保険料 △354
				8. 旅費	60	費用弁償
(3) 生活保護費	2, 133, 345	11, 771	2, 145, 116		11, 771	
1) 生活保護費	2, 133, 345	11, 771	2, 145, 116		11, 771	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	5, 324	
				3. 職員手当等	4, 320	
				4. 共済費	2, 037	
				8. 旅費	90	
[1] 人件費事業	117, 959	11, 771	129, 730		11, 771	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	5, 324	一般職
				3. 職員手当等	4, 320	扶養手当 117

						地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	599 372 1,113 1,124 995
				4. 共済費	2,037	共済組合納付金 共済組合納付金（短期） 厚生年金保険料	1,396 241 400
				8. 旅費	90	費用弁償	
(4) 国民健康保険費	968,341	772	969,113		772		
1) 国民健康保険費	968,341	772	969,113		772		
				節 区 分	金 額		
				27. 繰出金	772		
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	968,341	772	969,113		772	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				27. 繰出金	772	国民健康保険事業特別会計繰出金	
(5) 介護保険費	1,068,592	17,380	1,085,972	16,830	550		
				国庫支出金			
				8,330			
				府支出金			
				8,500			
1) 介護保険費	1,068,592	17,380	1,085,972	16,830	550		
				国庫支出金			
				8,330			
				府支出金			
				8,500			
				節 区 分	金 額		
				7. 報償費	6,700		
				10. 需用費	68		
				11. 役務費	22		
				13. 使用料及び賃借料	110		
				18. 負担金、補助及び 交付金	9,930		
				27. 繰出金	550		

款 3 民生費 項 5 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	1, 060, 042	550	1, 060, 592		550	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	550	介護保険事業特別会計繰出金
[5] 介護保険施設整備事業	5, 246	8, 330	13, 576	8, 330		長寿社会推進課
				国庫支出金 8, 330 [介護保険費補助金 8, 330]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	8, 330	地域介護・福祉空間整備等施設事業補助金
[6] ケアプランデータ連携システム活用促進事業	0	8, 500	8, 500	8, 500		長寿社会推進課
				府支出金 8, 500 [介護保険費補助金 8, 500]		
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	6, 700	講師謝礼 1, 700 協力謝礼 5, 000
				10. 需用費	68	消耗品費
				11. 役務費	22	郵便料
				13. 使用料及び賃借料	110	会場借上料
				18. 負担金、補助及び 交付金	1, 600	ケアプランデータ連携システム活用促進補助金
4 衛生費	2, 110, 459	912	2, 111, 371		912	
(1) 保健衛生費	765, 000	5, 882	770, 882		5, 882	
1) 保健センター費	158, 515	1, 161	159, 676		1, 161	

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	402	
				3. 職員手当等	634	
				4. 共済費	65	
				8. 旅費	60	
[1] 人件費事業	135,057	1,161	136,218		1,161	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	402	一般職
				3. 職員手当等	634	地域手当 44 通勤手当 353 期末手当 179 勤勉手当 58
				4. 共済費	65	共済組合納付金 20 共済組合納付金（短期） △1 厚生年金保険料 46
				8. 旅費	60	費用弁償
6) 環境衛生費	59,079	4,721	63,800		4,721	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,392	
				3. 職員手当等	1,497	
				4. 共済費	832	
[1] 人件費事業	54,683	4,721	59,404		4,721	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,392	一般職
				3. 職員手当等	1,497	扶養手当 △216 地域手当 299 管理職手当 540 通勤手当 487 児童手当 △50 期末手当 343 勤勉手当 94
				4. 共済費	832	共済組合納付金 1,258 共済組合納付金（短期） △200 厚生年金保険料 △226
(2) 清掃費	1,325,339	△4,970	1,320,369		△4,970	
1) 塵芥処理費	953,713	△4,970	948,743		△4,970	

款 4 衛生費 項 2 清掃費

款 4 衛生費 項 2 清掃費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,321	
				3. 職員手当等	△852	
				4. 共済費	△1,917	
				8. 旅費	120	
[1] 人件費事業	193,127	△4,970	188,157		△4,970	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,321	一般職
				3. 職員手当等	△852	扶養手当 △216 地域手当 △279 通勤手当 1,113 期末手当 △592 勤勉手当 △878
				4. 共済費	△1,917	共済組合納付金 △1,326 共済組合納付金（短期） △262 厚生年金保険料 △329
				8. 旅費	120	費用弁償
5 農林水産業費	184,262	△1,474	182,788	1,600	△3,074	
				諸収入		
				1,600		
(1) 農業費	170,250	△1,474	168,776	1,600	△3,074	
				諸収入		
				1,600		
1) 農業委員会費	18,686	14	18,700		14	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	48	
				4. 共済費	△34	
[1] 人件費事業	17,769	14	17,783		14	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	48	通勤手当 54 勤勉手当 △6
				4. 共済費	△34	共済組合納付金 △22

						共済組合納付金（短期）	△12
2) 農業総務費	64,954	△3,622	61,332		△3,622		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△1,850		
				3. 職員手当等	△1,144		
				4. 共済費	△628		
[1] 人件費事業	64,591	△3,622	60,969		△3,622	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△1,850	一般職	
				3. 職員手当等	△1,144	扶養手当	△222
						地域手当	△227
						住居手当	△171
						通勤手当	15
						期末手当	△248
						勤勉手当	△291
				4. 共済費	△628	共済組合納付金	△621
						共済組合納付金（短期）	△6
						厚生年金保険料	△1
4) 農地費	15,885	2,134	18,019	1,600	534		
				諸収入			
				1,600			
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	2,134		
[3] 農道改修事業	0	2,134	2,134	1,600	534	道路課	
				諸収入			
				1,600			
				[雑入			
				1,600]			
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	2,134	跨道橋保守点検委託料	
6 商工費	161,668	△1,955	159,713		△1,955		
(1) 商工費	161,668	△1,955	159,713		△1,955		
1) 商工総務費	89,622	△1,955	87,667		△1,955		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△1,872		
				3. 職員手当等	481		

款 6 商工費 項 1 商工費

款 6 商工費 項 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△564	
[1] 人件費事業	89, 622	△1, 955	87, 667		△1, 955	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1, 872	一般職
				3. 職員手当等	481	扶養手当 △234
						地域手当 △260
						管理職手当 △255
						住居手当 336
						通勤手当 393
						児童手当 80
						期末手当 154
						勤勉手当 267
				4. 共済費	△564	共済組合納付金 △551
						共済組合納付金（短期） △13
7 土木費	2, 225, 748	68, 332	2, 294, 080	38, 500	29, 832	
				府支出金		
				15, 000		
				地方債		
				13, 500		
				繰入金		
				10, 000		
(1) 土木管理費	167, 340	39, 795	207, 135		39, 795	
1) 土木総務費	167, 340	39, 795	207, 135		39, 795	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	21, 520	
				3. 職員手当等	11, 191	
				4. 共済費	7, 084	
[1] 人件費事業	140, 455	39, 795	180, 250		39, 795	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	21, 520	一般職
				3. 職員手当等	11, 191	扶養手当 192

						地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	2,413 225 171 1,399 220 3,534 3,037
				4. 共済費	7,084	共済組合納付金 共済組合納付金（短期） 厚生年金保険料	7,153 △161 92
(2) 道路橋梁費	401,782	△3,691	398,091		△3,691		
1) 道路橋梁総務費	29,864	△2,752	27,112		△2,752		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△2,218		
				3. 職員手当等	70		
				4. 共済費	△604		
[1] 人件費事業	29,386	△2,752	26,634		△2,752	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△2,218	一般職	
				3. 職員手当等	70	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△6 △245 279 24 250 △126 △106
				4. 共済費	△604	共済組合納付金	
2) 交通安全対策費	90,525	△939	89,586		△939		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	56		
				3. 職員手当等	△515		
				4. 共済費	△480		
[1] 人件費事業	16,566	△939	15,627		△939	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	56	一般職	
				3. 職員手当等	△515	扶養手当	△402

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						地域手当 △38 通勤手当 72 期末手当 △59 勤勉手当 △88
				4. 共済費	△480	共済組合納付金
(4) 都市計画費	1,084,979	39,815	1,124,794	38,500	1,315	
				府支出金 15,000		
				地方債 13,500		
				繰入金 10,000		
1) 都市政策総務費	80,932	8,255	89,187		8,255	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,900	
				3. 職員手当等	1,911	
				4. 共済費	1,444	
[1] 人件費事業	55,885	8,255	64,140		8,255	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,900	一般職
				3. 職員手当等	1,911	扶養手当 △292 地域手当 507 住居手当 258 通勤手当 395 児童手当 △160 期末手当 724 勤勉手当 479
				4. 共済費	1,444	共済組合納付金 771 共済組合納付金（短期） 279 厚生年金保険料 394
2) 審査指導事業総務費	26,945	△6,918	20,027		△6,918	

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△3,936	
				3. 職員手当等	△1,691	
				4. 共済費	△1,291	
[1] 人件費事業	26,677	△6,918	19,759		△6,918	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△3,936	一般職
				3. 職員手当等	△1,691	扶養手当 △57 地域手当 △439 通勤手当 143 児童手当 △80 期末手当 △727 勤勉手当 △531
				4. 共済費	△1,291	共済組合納付金
3) 広域まちづくり 総務費	35,080	834	35,914		834	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	105	
				3. 職員手当等	422	
				4. 共済費	307	
[1] 人件費事業	33,873	834	34,707		834	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	105	一般職
				3. 職員手当等	422	扶養手当 161 地域手当 30 通勤手当 175 期末手当 △9 勤勉手当 65
				4. 共済費	307	共済組合納付金
5) 公共下水道費	671,324	△2,356	668,968		△2,356	
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△2,356	
[1] 下水道事業会計 繰出金事業	671,324	△2,356	668,968		△2,356	下水道課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△2,356	下水道事業会計繰出金

款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
6) 都市計画道路事業費	84,429	30,000	114,429	28,500	1,500	
				府支出金 15,000		
				地方債 13,500		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	30,000	
[1] 砂川樫井線新設 事業	72,188	30,000	102,188	28,500	1,500	道路課
				府支出金 15,000 [都市計画費補助金 15,000]		
				地方債 13,500 [都市計画債 13,500]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	30,000	砂川樫井線新設事業負担金
7) 和泉砂川駅周辺 整備事業費	116,000	10,000	126,000	10,000		
				繰入金 10,000		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	10,000	
[1] 和泉砂川駅周辺 整備事業	116,000	10,000	126,000	10,000		道路課
				繰入金 10,000		

				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 10,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	10,000	都市計画決定等業務委託料
(5) 住宅費	540,945	△7,587	533,358		△7,587	
1) 住宅管理費	531,210	△7,587	523,623		△7,587	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△3,999	
				3. 職員手当等	△1,839	
				4. 共済費	△1,749	
[1] 人件費事業	26,047	△7,587	18,460		△7,587	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△3,999	一般職
				3. 職員手当等	△1,839	扶養手当 △279 地域手当 △471 通勤手当 △145 児童手当 △160 期末手当 △441 勤勉手当 △343
				4. 共済費	△1,749	共済組合納付金 △1,952 共済組合納付金（短期） 203
9 教育費	4,644,148	44,287	4,688,435	12,256	32,031	
				繰入金 12,256		
(1) 教育総務費	2,512,402	3,376	2,515,778		3,376	
2) 事務局費	536,882	704	537,586		704	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,869	
				3. 職員手当等	△138	
				4. 共済費	1,589	
				8. 旅費	1,122	
[1] 人件費事業	519,586	704	520,290		704	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,869	特別職 △283 一般職 △1,586

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△138	地域手当（特別職）△31 通勤手当（特別職）60 期末手当（特別職）△86 扶養手当192 地域手当△174 通勤手当601 児童手当△400 期末手当△354 勤勉手当54
				4. 共済費	1,589	共済組合納付金（特別職）△16 共済組合納付金1,994 共済組合納付金（短期）△171 厚生年金保険料△218
				8. 旅費	1,122	費用弁償
6) 人権教育推進費	39,772	2,164	41,936		2,164	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	213	
				4. 共済費	1,951	
[1] 人件費事業	35,538	2,164	37,702		2,164	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	213	通勤手当240 児童手当△60 勤勉手当33
				4. 共済費	1,951	共済組合納付金
7) 教育サービス費	23,990	508	24,498		508	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	411	
				3. 職員手当等	155	
				4. 共済費	△58	
[1] 人件費事業	23,119	508	23,627		508	秘書人事課

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	411	一般職
				3. 職員手当等	155	扶養手当 60 地域手当 51 通勤手当 69 期末手当 △108 勤勉手当 83
				4. 共済費	△58	共済組合納付金 △28 共済組合納付金（短期） △16 厚生年金保険料 △14
(2) 小学校費	861, 737	5, 041	866, 778		5, 041	
1) 学校管理費	148, 948	△653	148, 295		△653	
[1] 人件費事業	13, 272	△653	12, 619	節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△571	
				4. 共済費	△82	
					△653	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△571	扶養手当 △432 地域手当 △47 通勤手当 120 期末手当 △100 勤勉手当 △112
				4. 共済費	△82	共済組合納付金 △74 共済組合納付金（短期） △7 厚生年金保険料 △1
4) 小学校給食費	409, 036	5, 694	414, 730		5, 694	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2, 965	
				3. 職員手当等	1, 654	
				4. 共済費	1, 033	
				8. 旅費	42	
[1] 人件費事業	39, 602	5, 694	45, 296		5, 694	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2, 965	一般職
				3. 職員手当等	1, 654	地域手当 326 通勤手当 265

款 9 教育費 項 2 小学校費

款 9 教育費 項 2 小学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						期末手当 586 勤勉手当 477
				4. 共済費	1,033	共済組合納付金 1,233 共済組合納付金（短期） △102 厚生年金保険料 △98
				8. 旅費	42	費用弁償
(3) 中学校費	311,215	86	311,301		86	
1) 学校管理費	100,403	86	100,489		86	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	144	
				4. 共済費	△58	
[1] 人件費事業	17,626	86	17,712		86	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	144	通勤手当 120 勤勉手当 24
				4. 共済費	△58	共済組合納付金
(4) 幼稚園費	364,259	2,420	366,679		2,420	
1) 幼稚園費	333,955	2,143	336,098		2,143	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△181	
				3. 職員手当等	1,933	
				4. 共済費	211	
				8. 旅費	180	
[1] 人件費事業	318,234	2,143	320,377		2,143	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△181	一般職
				3. 職員手当等	1,933	地域手当 △20 住居手当 3 通勤手当 2,011 期末手当 △400 勤勉手当 339
				4. 共済費	211	共済組合納付金 1,811

						共済組合納付金（短期） 厚生年金保険料 費用弁償	△739 △861
				8. 旅費	180		
2) 教育振興費	23,156	277	23,433		277		
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	277		
[3] 物価高騰対応支 援事業	0	277	277		277	指導課	
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	277	バス運行業務委託料	
(5) 社会教育費	511,071	21,060	532,131		21,060		
1) 社会教育総務費	61,392	17,124	78,516		17,124		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	7,917		
				3. 職員手当等	5,916		
				4. 共済費	3,291		
[1] 人件費事業	60,153	17,124	77,277		17,124	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	7,917	一般職	
				3. 職員手当等	5,916	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	312 905 610 240 2,131 1,718
				4. 共済費	3,291	共済組合納付金 共済組合納付金（短期） 厚生年金保険料	2,434 355 502
5) 青少年センター 費	57,474	△2,146	55,328		△2,146		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△1,023		
				3. 職員手当等	△753		
				4. 共済費	△370		
[1] 人件費事業	51,590	△2,146	49,444		△2,146	秘書人事課	

款 9 教育費 項 5 社会教育費

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,023	一般職
				3. 職員手当等	△753	地域手当 △113 通勤手当 96 児童手当 △120 期末手当 △237 勤勉手当 △379
				4. 共済費	△370	共済組合納付金 △885 共済組合納付金（短期） 213 厚生年金保険料 302
6) 留守家庭児童会費	184,799	1,019	185,818		1,019	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△34	
				3. 職員手当等	1,139	
				4. 共済費	△146	
				8. 旅費	60	
[1] 人件費事業	151,711	1,019	152,730		1,019	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△34	一般職
				3. 職員手当等	1,139	地域手当 △4 通勤手当 1,436 期末手当 △200 勤勉手当 △93
				4. 共済費	△146	共済組合納付金（短期） △141 厚生年金保険料 △5
				8. 旅費	60	費用弁償
8) 公民館費	60,962	2,793	63,755		2,793	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,445	
				3. 職員手当等	1,505	
				4. 共済費	△157	

[1] 人件費事業	42,323	2,793	45,116		2,793	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,445	一般職
				3. 職員手当等	1,505	扶養手当 293
						地域手当 191
						通勤手当 242
						児童手当 19
						期末手当 460
						勤勉手当 300
				4. 共済費	△157	共済組合納付金 △131
						共済組合納付金（短期） △24
						厚生年金保険料 △2
9) 図書館及びホール費	113,068	2,210	115,278		2,210	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,792	
				3. 職員手当等	△459	
				4. 共済費	△70	
				8. 旅費	210	
				12. 委託料	737	
[1] 人件費事業	58,771	1,473	60,244		1,473	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,792	一般職
				3. 職員手当等	△459	地域手当 197
						通勤手当 215
						児童手当 119
						期末手当 △515
						勤勉手当 △475
				4. 共済費	△70	共済組合納付金 △639
						共済組合納付金（短期） 238
						厚生年金保険料 331
				8. 旅費	210	費用弁償
[3] 文化ホール指定 管理事業	32,137	737	32,874		737	文化振興課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	737	P C B 処理業務委託料

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
10) 文化財保護費	18,275	60	18,335		60	
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	60	
〔 1〕 人件費事業	7,490	60	7,550		60	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	60	費用弁償
(6) 保健体育費	83,464	12,304	95,768	12,256	48	
				繰入金		
				12,256		
1) 保健体育総務費	9,215	48	9,263		48	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	56	
				4. 共済費	△8	
〔 1〕 人件費事業	8,584	48	8,632		48	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	56	通勤手当 60 勤勉手当 △4
				4. 共済費	△8	共済組合納付金（短期） △7 厚生年金保険料 △1
2) 保健体育推進費	25,447	12,256	37,703	12,256		
				繰入金		
				12,256		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	12,256	
〔 2〕 国際的スポーツ エリア「SEN NAN CAM P」創造事業	18,193	12,256	30,449	12,256		生涯学習課
				繰入金 12,256		

				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 12,256]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	12,256	WMG 先行事業開催及び誘客連携負担金
11 諸支出金	1,676,896	314,950	1,991,846		314,950	
(1) 財政調整基金費	1,118	97,894	99,012		97,894	
1) 財政調整基金費	1,118	97,894	99,012		97,894	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	97,894	
[1] 財政調整基金事 業	1,118	97,894	99,012		97,894	財政課
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	97,894	
(3) 公債費管理基金 費	148,747	3,290	152,037		3,290	
1) 公債費管理基金 費	148,747	3,290	152,037		3,290	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	3,290	
[1] 公債費管理基金 事業	148,747	3,290	152,037		3,290	財政課
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	3,290	
(10) 雑支出	368	213,766	214,134		213,766	
1) 返還金	368	213,766	214,134		213,766	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	213,766	
[1] 国支出金・府支 出金返還金事業	0	213,766	213,766		213,766	長寿社会推進課・障害福祉課・生活福祉課・保育子ども課・ 生涯学習課・指導課・保健推進課・家庭支援課・人権推進課・市民課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	213,766	低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 978 障害者医療費国庫負担金返還金 14,074 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金 39

款 11 諸支出金 項 10 雑支出

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金942
						障害児施設給付費等国庫負担金返還金4,899
						子ども・子育て支援交付金国庫返還金1,980
						生活保護費国庫負担金返還金120,276
						児童扶養手当国庫負担金返還金4,339
						児童手当国庫負担金返還金174
						母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金3,280
						児童入所施設措置費国庫負担金返還金526
						母子保健衛生費国庫補助金返還金224
						障害者自立支援給付費国庫負担金返還金6,600
						施設等利用給付費国庫負担金返還金1,289
						保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金9,237
						子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金359
						がん検診総合支援事業国庫補助金返還金90
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金10,177
						出産・子育て応援国庫交付金返還金5,200
						障害者総合支援事業費国庫補助金返還金3,520
						就学前教育・保育施設整備国庫交付金返還金1,427
						児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金167
						困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金返還金756
						妊婦のための支援給付国庫交付金返還金8,500
						中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金返還金1,027
						低所得者保険料軽減府費負担金返還金489
						自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金6,850
						施設型給付費等府費負担金返還金5,439
						児童入所施設措置費府費負担金返還金263
						施設等利用給付費府費負担金返還金645
歳 出 合 計	32,406,824	416,767	32,823,591			
				国庫支出金 8,330		

				府支出金 23,500		
				地方債 13,500		
				寄附金 15,000		
				繰入金 31,256		
				諸収入 1,600		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,777	千円 10,822	千円 2,617	千円 6,307	千円 43,523	千円 7,204	千円 50,727	その他の手当 通勤手当 477千円 児童手当 300千円 退職手当 5,530千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	20,283	140,063	
	その他の 特別職	1,138	63,754	0	0	0	0	63,754	0	63,754	
	計	1,156	145,826	23,777	48,530	2,617	6,307	227,057	27,487	254,544	
補正前	長 等	3	0	26,106	11,534	2,873	6,181	46,694	7,223	53,917	その他の手当 通勤手当 351千円 児童手当 300千円 退職手当 5,530千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	20,283	140,063	
	その他の 特別職	1,138	63,754	0	0	0	0	63,754	0	63,754	
	計	1,156	145,826	26,106	49,242	2,873	6,181	230,228	27,506	257,734	
比 較	長 等	0	0	△ 2,329	△ 712	△ 256	126	△ 3,171	△ 19	△ 3,190	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	△ 2,329	△ 712	△ 256	126	△ 3,171	△ 19	△ 3,190	

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 406 (444)	千円 489,864	千円 1,996,423	千円 1,726,147	千円 4,212,434	千円 803,187	千円 5,015,621	
補正前	407 (447)	489,697	2,010,966	1,720,741	4,221,404	809,752	5,031,156	
比 較	△ 1 (△ 3)	167	△ 14,543	5,406	△ 8,970	△ 6,565	△ 15,535	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 38,499	千円 229,425	千円 54,540	千円 21,919	千円 120,505	千円 1,224	千円 55,961	千円 4,804
	補正前	40,500	231,334	54,600	22,940	120,505	1,224	35,081	4,804
	比 較	△ 2,001	△ 1,909	△ 60	△ 1,021	0	0	20,880	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 24,167	千円 556,509	千円 429,208	千円 189,386				
	補正前	24,510	561,892	433,965	189,386				
	比 較	△ 343	△ 5,383	△ 4,757	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 406 (161)	千円 0	千円 1,996,423	千円 1,602,596	千円 3,599,019	千円 717,514	千円 4,316,533	
補正前	407 (165)	0	2,010,966	1,597,190	3,608,156	724,079	4,332,235	
比 較	△ 1 (△ 4)	0	△ 14,543	5,406	△ 9,137	△ 6,565	△ 15,702	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 38,499	千円 229,425	千円 54,540	千円 21,919	千円 120,505	千円 1,224	千円 55,961	千円 4,804
	補正前	40,500	231,334	54,600	22,940	120,505	1,224	35,081	4,804
	比 較	△ 2,001	△ 1,909	△ 60	△ 1,021	0	0	20,880	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 24,167	千円 489,418	千円 372,748	千円 189,386				
	補正前	24,510	494,801	377,505	189,386				
	比 較	△ 343	△ 5,383	△ 4,757	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 0 (283)	千円 489,864	千円 0	千円 123,551	千円 613,415	千円 85,673	千円 699,088	(職員手当等の内訳) 期末手当 67,091千円 勤勉手当 56,460千円
補正前	0 (282)	489,697	0	123,551	613,248	85,673	698,921	
比 較	0 (1)	167	0	0	167	0	167	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 14,543	人事異動等に伴う増減分	△ 14,543	人事異動等による増減額	補正後	391人	176人	567人
					補正前	398人	174人	572人
					比 較	△ 7	2	△ 5
職員手当等	5,406	給与改定に伴う増加分	19,861	駐車場代に係る通勤手当による増額	扶養手当	△ 2,001 千円		
		人事異動等に伴う増減分	△ 14,455	人事異動等による増減額	地域手当	△ 1,909 千円		
					管理職手当	△ 60 千円		
					住居手当	△ 1,021 千円		
					通勤手当	20,880 千円		
					児童手当	△ 343 千円		
					期末手当	△ 5,383 千円		
					勤勉手当	△ 4,757 千円		

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額			補 正 後 の 額		
	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現在高見込額	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現在高見込額
1. 普 通 債	12,893,701	1,981,100	13,794,812	12,085,813	1,994,600	13,000,424
(1) 総 務	4,551,328	33,800	4,333,177	4,270,528	33,800	4,052,377
(2) 民 生	692,097	8,200	616,067	672,297	8,200	596,267
(3) 衛 生	1,558,502	94,900	1,471,026	1,549,502	94,900	1,462,026
(4) 農 林 水 産	46,176		31,945	65,787		51,556
(5) 商 工		3,200	3,200		3,200	3,200
(6) 土 木	1,137,063	190,900	1,147,492	1,174,263	204,400	1,198,192
(7) 公 営 住 宅	411,650	367,600	759,096	305,050	367,600	652,496
(8) 消 防	69,583		49,890	68,784		49,091
(9) 教 育	4,427,302	1,282,500	5,382,919	3,979,602	1,282,500	4,935,219
2. 災 害 復 旧 債	69,339		49,949	69,339		49,949
(1) 土 木	62,642		44,689	62,642		44,689
(2) 農 林	6,697		5,260	6,697		5,260
3. 一 般 会 計 出 資 債	52,635		44,729	52,635		44,729
(1) 一 般 会 計 出 資 債	52,635		44,729	52,635		44,729
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	3,800			3,800		
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	3,800			3,800		
5. 臨 時 財 政 対 策 債	8,538,936		7,589,221	8,541,074		7,591,359
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	8,538,936		7,589,221	8,541,074		7,591,359
6. 退 職 手 当 債	17,600		8,800	17,600		8,800
(1) 退 職 手 当 債	17,600		8,800	17,600		8,800
7. 減 収 補 て ん 債	73,011		68,245	73,011		68,245
(1) 減 収 補 て ん 債	73,011		68,245	73,011		68,245
計	21,649,022	1,981,100	21,555,756	20,843,272	1,994,600	20,763,506

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,258,029		9,258,029	28.2
2 地方譲与税	169,600		169,600	0.5
3 利子割交付金	23,700		23,700	0.1
4 配当割交付金	73,300		73,300	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	99,100		99,100	0.3
6 法人事業税交付金	202,300		202,300	0.6
7 地方消費税交付金	1,696,500		1,696,500	5.2
8 ゴルフ場利用税交付金	38,600		38,600	0.1
9 地方特例交付金	78,400	4,122	82,522	0.3
10 地方交付税	4,389,400	3,290	4,392,690	13.4
11 交通安全対策特別交付金	7,440		7,440	—
12 分担金及び負担金	101,193		101,193	0.3
13 使用料及び手数料	335,650		335,650	1.0
14 国庫支出金	6,608,247	31,132	6,639,379	20.2
15 府支出金	2,650,868	23,500	2,674,368	8.2
16 財産収入	48,242		48,242	0.1
17 寄附金	1,515,600	15,000	1,530,600	4.7
18 繰入金	2,824,824	107,595	2,932,419	8.9
19 諸収入	304,731	22,841	327,572	1.0

(単位：千円・%)

20 市債	1, 981, 100	13, 500	1, 994, 600	6. 1
21 繰越金	0	195, 787	195, 787	0. 6
歳 入 合 計	32, 406, 824	416, 767	32, 823, 591	100. 0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	214,811	3,060	217,871	0.7
2 総務費	3,696,041	△74,800	3,621,241	11.0
3 民生費	14,357,760	63,455	14,421,215	43.9
4 衛生費	2,110,459	912	2,111,371	6.4
5 農林水産業費	184,262	△1,474	182,788	0.5
6 商工費	161,668	△1,955	159,713	0.5
7 土木費	2,225,748	68,332	2,294,080	7.0
8 消防費	910,870		910,870	2.8
9 教育費	4,644,148	44,287	4,688,435	14.3
10 公債費	2,204,161		2,204,161	6.7
11 諸支出金	1,676,896	314,950	1,991,846	6.1
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	32,406,824	416,767	32,823,591	100.0

議案第 8 号

令和 8 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5, 4 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 6 4 8, 6 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		6,435	168	6,603
	1 国庫補助金	6,435	168	6,603
6 繰入金		968,341	772	969,113
	1 他会計繰入金	968,341	772	969,113
8 繰越金		0	84,479	84,479
	1 繰越金	0	84,479	84,479
歳入合計		7,563,257	85,419	7,648,676

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		195,925	940	196,865
	1 総務管理費	162,804	940	163,744
	2 徴収費	32,598	0	32,598
7 諸支出金		6,055	3,976	10,031
	1 償還金及び還付加算金	6,055	3,976	10,031
8 予備費		8,000	80,503	88,503
	1 予備費	8,000	80,503	88,503
歳 出	合 計	7,563,257	85,419	7,648,676

令和 8 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 国庫支出金		6,435	168	6,603			
(1) 国庫補助金		6,435	168	6,603			
	3) 子ども・子育て支 援事業費補助金	6,160	168	6,328	1. 子ども・子育て支 援事業費補助金	168	子ども・子育て支援事業費補助金
6 繰入金		968,341	772	969,113			
(1) 他会計繰入金		968,341	772	969,113			
	1) 一般会計繰入金	968,341	772	969,113	4. 職員給与費等繰入 金	772	職員給与費等繰入金
8 繰越金		0	84,479	84,479			
(1) 繰越金		0	84,479	84,479			
	1) 繰越金	0	84,479	84,479	1. 前年度繰越金	84,479	前年度繰越金
歳 入 合 計		7,563,257	85,419	7,648,676			

款 8 繰越金 項 1 繰越金

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	195,925	940	196,865	168	772	
				国庫支出金 168		
(1) 総務管理費	162,804	940	163,744		940	
1) 一般管理費	161,178	940	162,118		940	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△340	
				3. 職員手当等	1,082	
				4. 共済費	198	
[1] 人件費事業	138,605	940	139,545		940	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△340	一般職
				3. 職員手当等	1,082	扶養手当 △432 地域手当 △85 通勤手当 703 児童手当 △220 期末手当 566 勤勉手当 550
				4. 共済費	198	共済組合納付金 210 共済組合納付金（短期） △12
(2) 徴収費	32,598	0	32,598	168	△168	
				国庫支出金 168		
1) 賦課徴収費	32,598	0	32,598	168	△168	
				国庫支出金 168		
[1] 保険料（税）収 納管理事務事業	32,598	0	32,598	168	△168	保険年金課
				国庫支出金 168 [子ども・子育て支 援事業費補助金 168]		
7 諸支出金	6,055	3,976	10,031	3,976		

款 1 総務費 項 2 徴収費

款 7 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				繰越金 3,976		
(1) 償還金及び還付 加算金	6,055	3,976	10,031	3,976		
				繰越金 3,976		
3) 保険給付費等交 付金（特別交付 金）償還金	0	3,976	3,976	3,976		
				繰越金 3,976		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	3,976	
[1] 保険給付費等交 付金（特別交付 金）償還金事業	0	3,976	3,976	3,976		保険年金課
				繰越金 3,976 [前年度繰越金 3,976]		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	3,976	償還金
8 予備費	8,000	80,503	88,503	80,503		
				繰越金 80,503		
(1) 予備費	8,000	80,503	88,503	80,503		
				繰越金 80,503		
1) 予備費	8,000	80,503	88,503	80,503		

				繰越金 80,503		
〔 1 〕 予備費	8,000	80,503	88,503	80,503		保険年金課
				繰越金 80,503 〔 前年度繰越金 80,503 〕		
歳 出 合 計	7,563,257	85,419	7,648,676			
				国庫支出金 168		
				繰越金 84,479		

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	人 16 (16)	千円 6,421	千円 63,404	千円 46,634	千円 116,459	千円 24,787	千円 141,246	
補正前	16 (16)	6,421	63,744	45,552	115,717	24,589	140,306	
比 較	0 (0)	0	△ 340	1,082	742	198	940	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,554	千円 7,185	千円 720	千円 324	千円 3,900	千円 1,681	千円 860	千円 16,775	千円 13,635
	補正前	1,986	7,270	720	324	3,900	978	1,080	16,209	13,085
	比 較	△ 432	△ 85	0	0	0	703	△ 220	566	550

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	16 (2)	0	63,404	44,997	108,401	23,826	132,227	
補正前	16 (2)	0	63,744	43,915	107,659	23,628	131,287	
比 較	0 (0)	0	△ 340	1,082	742	198	940	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	1,554	7,185	720	324	3,900	1,681	860	15,886	12,887
	補正前	1,986	7,270	720	324	3,900	978	1,080	15,320	12,337
	比 較	△ 432	△ 85	0	0	0	703	△ 220	566	550

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 340	人事異動等に伴う増減分	△ 340	人事異動等による増減額	補正後	16人	2人	18人
					補正前	16人	2人	18人
					比 較	0人	0人	0人
職員手当等	1,082	給与改定に伴う増加分	600	駐車場代に係る通勤手当による増額	扶養手当	△ 432 千円		
		人事異動等に伴う増減分	482	人事異動等による増減額	地域手当	△ 85 千円		
					通勤手当	703 千円		
					児童手当	△ 220 千円		
					期末手当	566 千円		
					勤勉手当	550 千円		

議案第9号

令和8年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,938千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,752,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,610,682	2,815	1,613,497
	2 国庫補助金	493,586	2,815	496,401
4 支払基金交付金		1,681,131	1,126	1,682,257
	1 支払基金交付金	1,681,131	1,126	1,682,257
5 府支出金		893,193	1,408	894,601
	2 府補助金	54,495	1,408	55,903
6 繰入金		1,159,363	550	1,159,913
	1 他会計繰入金	1,060,042	550	1,060,592
9 分担金及び負担金		31,719	151	31,870
	1 負担金	31,719	151	31,870
10 繰越金		0	144,888	144,888
	1 繰越金	0	144,888	144,888
歳入合計		6,601,213	150,938	6,752,151

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		216,589	2,657	219,246
	1 総務管理費	131,212	2,430	133,642
	3 介護認定審査会費	51,045	227	51,272
4 基金積立金		0	80,331	80,331
	1 給付準備基金積立金	0	80,331	80,331
5 諸支出金		2,510	67,950	70,460
	2 雑支出金	0	67,950	67,950
歳 出	合 計	6,601,213	150,938	6,752,151

令和 8 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		1, 610, 682	2, 815	1, 613, 497			
(2) 国庫補助金		493, 586	2, 815	496, 401			
	3) 地域支援包括的支援事業・任意事業 交付金	56, 841	2, 815	59, 656	2. 過年度分	2, 815	過年度
4 支払基金交付金		1, 681, 131	1, 126	1, 682, 257			
(1) 支払基金交付金		1, 681, 131	1, 126	1, 682, 257			
	1) 介護給付費交付金	1, 624, 811	1, 126	1, 625, 937	2. 過年度分	1, 126	過年度分
5 府支出金		893, 193	1, 408	894, 601			
(2) 府補助金		54, 495	1, 408	55, 903			
	2) 地域支援包括的支援事業・任意事業 交付金	28, 420	1, 408	29, 828	2. 過年度分	1, 408	過年度分
6 繰入金		1, 159, 363	550	1, 159, 913			
(1) 他会計繰入金		1, 060, 042	550	1, 060, 592			
	1) 一般会計繰入金	1, 060, 042	550	1, 060, 592	4. 職員給与費等繰入金	2, 506	職員給与費等繰入金
					6. 低所得者保険料軽減負担繰入金	△1, 956	低所得者保険料軽減負担繰入金
9 分担金及び負担金		31, 719	151	31, 870			

款 9 分担金及び負担金

款 9 分担金及び負担金 項 1 負担金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 負担金		31,719	151	31,870			
	91) 認定審査会負担金	31,719	151	31,870	1. 認定審査会共同設置負担金	151	認定審査会共同設置負担金
10 繰越金		0	144,888	144,888			
(1) 繰越金		0	144,888	144,888			
	1) 繰越金	0	144,888	144,888	1. 前年度繰越金	144,888	前年度繰越金
歳 入 合 計		6,601,213	150,938	6,752,151			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	216, 589	2, 657	219, 246	151	2, 506	
				分担金・負担金 151		
(1) 総務管理費	131, 212	2, 430	133, 642		2, 430	
1) 一般管理費	131, 212	2, 430	133, 642		2, 430	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	768	
				3. 職員手当等	825	
				4. 共済費	837	
[1] 人件費事業	115, 946	2, 430	118, 376		2, 430	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	768	一般職
				3. 職員手当等	825	扶養手当 △162 地域手当 67 住居手当 252 通勤手当 651 児童手当 △135 期末手当 84 勤勉手当 68
				4. 共済費	837	共済組合納付金 790 共済組合納付金（短期） △3 厚生年金保険料 50
(3) 介護認定審査会 費	51, 045	227	51, 272	151	76	
				分担金・負担金 151		
1) 介護認定審査会 費	51, 045	227	51, 272	151	76	
				分担金・負担金 151		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	155	
				4. 共済費	72	
[1] 人件費事業	18, 150	227	18, 377	151	76	秘書人事課

款 1 総務費 項 3 介護認定審査会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				分担金・負担金 151 [認定審査会共同設置負担金 151]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	155	通勤手当 120 勤勉手当 35
				4. 共済費	72	共済組合納付金 91 共済組合納付金（短期） △19
				80,331		
4 基金積立金	0	80,331	80,331	国庫支出金 2,815		
				府支出金 1,408		
				繰越金 74,982		
				交付金 1,126		
				80,331		
(1) 給付準備基金積立金	0	80,331	80,331	国庫支出金 2,815		
				府支出金 1,408		
				繰越金 74,982		
				交付金 1,126		
				80,331		
1) 給付準備基金積立金	0	80,331	80,331	80,331		

				国庫支出金		
				2,815		
				府支出金		
				1,408		
				繰越金		
				74,982		
				交付金		
				1,126		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	80,331	
[1] 給付準備基金積立金事業	0	80,331	80,331			
				80,331		長寿社会推進課
				国庫支出金		
				2,815		
				[過年度分		
				2,815]		
				府支出金		
				1,408		
				[過年度分		
				1,408]		
				繰越金		
				74,982		
				[前年度繰越金		
				74,982]		
				交付金		
				1,126		
				[過年度分		
				1,126]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	80,331	
5 諸支出金	2,510	67,950	70,460	67,950		
				繰越金		
(2) 雑支出金	0	67,950	67,950	67,950		
				繰越金		
				67,950		

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1) 返還金	0	67,950	67,950	67,950		
				繰越金		
				67,950		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	67,950	
[1] 返還金事業	0	67,950	67,950	67,950		長寿社会推進課
				繰越金		
				67,950		
				[前年度繰越金		
				67,950]		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	67,950	介護給付費国庫負担金返還金 64,306 地域支援介護予防・日常生活支援総合事業国庫交付金返還金 192 介護給付費府費負担金返還金 3,332 介護保険事業費国庫補助金返還金 120
歳 出 合 計	6,601,213	150,938	6,752,151			
				国庫支出金		
				2,815		
				府支出金		
				1,408		
				分担金・負担金		
				151		
				繰越金		
				142,932		
				交付金		
				1,126		

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	人 13 (14)	千円 2,112	千円 80,142	千円 54,576	千円 136,830	千円 27,247	千円 164,077	
補正前	13 (14)	2,112	79,374	53,596	135,082	26,338	161,420	
比 較	0 (0)	0	768	980	1,748	909	2,657	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,276	千円 8,986	千円 720	千円 1,130	千円 6,138	千円 2,527	千円 825	千円 19,370	千円 13,604
	補正前	1,438	8,919	720	878	6,138	1,756	960	19,286	13,501
	比 較	△ 162	67	0	252	0	771	△ 135	84	103

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 13 (13)	千円 0	千円 80,142	千円 53,757	千円 133,899	千円 26,766	千円 160,665	
補正前	13 (13)	0	79,374	52,777	132,151	25,857	158,008	
比 較	0 (0)	0	768	980	1,748	909	2,657	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,276	千円 8,986	千円 720	千円 1,130	千円 6,138	千円 2,527	千円 825	千円 18,925	千円 13,230
	補正前	1,438	8,919	720	878	6,138	1,756	960	18,841	13,127
	比 較	△ 162	67	0	252	0	771	△ 135	84	103

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	768	人事異動等に伴う増減分	768	人事異動等による増減額	補正後	13人	13人	26人
					補正前	13人	13人	26人
					比 較	0人	0人	0人
職員手当等	980	給与改定に伴う増加分	570	駐車場代に係る通勤手当による増額	扶養手当	△ 162 千円		
		人事異動等に伴う増減分	410	人事異動等による増減額	地域手当	67 千円		
					住居手当	252 千円		
					通勤手当	771 千円		
					児童手当	△ 135 千円		
					期末手当	84 千円		
					勤勉手当	103 千円		

議案第 10 号

令和 8 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,603 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,511,987 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		298,011	36	298,047
	1 一般会計繰入金	298,011	36	298,047
5 国庫支出金		95	122	217
	1 国庫補助金	95	122	217
6 繰越金		0	31,445	31,445
	1 繰越金	0	31,445	31,445
歳入合計		1,480,384	31,603	1,511,987

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		37,710	158	37,868
	1 総務管理費	33,426	158	33,584
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,441,663	28,533	1,470,196
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,441,663	28,533	1,470,196
4 諸支出金		1,011	2,912	3,923
	1 償還金及び還付加算金	1,011	2,912	3,923
歳 出	合 計	1,480,384	31,603	1,511,987

令和 8 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰入金		298,011	36	298,047			
(1) 一般会計繰入金		298,011	36	298,047			
	1) 事務費繰入金	34,910	36	34,946	1. 事務費繰入金	36	事務費繰入金
5 国庫支出金		95	122	217			
(1) 国庫補助金		95	122	217			
	2) 子ども・子育て支 援事業費補助金	95	122	217	1. 子ども・子育て支 援事業費補助金	122	子ども・子育て支援事業費補助金
6 繰越金		0	31,445	31,445			
(1) 繰越金		0	31,445	31,445			
	1) 繰越金	0	31,445	31,445	1. 前年度繰越金	31,445	前年度繰越金
歳 入 合 計		1,480,384	31,603	1,511,987			

款 6 繰越金 項 1 繰越金

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	37,710	158	37,868	158		
				国庫支出金		
				122		
				繰入金		
(1) 総務管理費	33,426	158	33,584	36		
				158		
				国庫支出金		
				122		
1) 一般管理費	33,426	158	33,584	繰入金		
				36		
				158		
				国庫支出金		
				122		
				繰入金		
				36		
				節 区 分	金 額	
[1] 人件費事業	18,844	158	19,002	3. 職員手当等	199	
				4. 共済費	△41	
				36	122	秘書人事課
				繰入金		
				36		
				[事務費繰入金		
				36]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	199	扶養手当 60
						地域手当 7
						通勤手当 120
						期末手当 14
						勤勉手当 △2
				4. 共済費	△41	共済組合納付金 △29
						共済組合納付金（短期） △12
[2] 後期高齢者医療 制度事務事業	14,582	0	14,582	122	△122	保険年金課

款 1 総務費 項 1 総務管理費

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 122 [子ども・子育て支 援事業費補助金 122]		
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 441, 663	28, 533	1, 470, 196	28, 533		
				繰越金 28, 533		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 441, 663	28, 533	1, 470, 196	28, 533		
				繰越金 28, 533		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 441, 663	28, 533	1, 470, 196	28, 533		
				繰越金 28, 533		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	28, 533	
[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事 業	1, 441, 663	28, 533	1, 470, 196	28, 533		保険年金課
				繰越金 28, 533 [前年度繰越金 28, 533]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	28, 533	保険料等負担金
4 諸支出金	1, 011	2, 912	3, 923	2, 912		

				繰越金 2,912		
(1) 償還金及び還付 加算金	1,011	2,912	3,923	2,912		
				繰越金 2,912		
1) 保険料還付金	1,011	2,912	3,923	2,912		
				繰越金 2,912		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	2,912	
[1] 後期保険料還付 事業	1,011	2,912	3,923	2,912		保険年金課
				繰越金 2,912 [前年度繰越金 2,912]		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	2,912	保険料還付金
歳 出 合 計	1,480,384	31,603	1,511,987			
				国庫支出金 122		
				繰入金 36		
				繰越金 31,445		

款 4 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	1 (2)	0	8,800	7,238	16,038	2,964	19,002	
補正前	1 (2)	0	8,800	7,039	15,839	3,005	18,844	
比 較	0 (0)	0	0	199	199	△ 41	158	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	294	1,001	0	336	1,550	382	120	2,171	1,384
	補正前	234	994	0	336	1,550	262	120	2,157	1,386
	比 較	60	7	0	0	0	120	0	14	△ 2

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 1 (2)	千円 0	千円 8,800	千円 7,238	千円 16,038	千円 2,964	千円 19,002	
補正前	1 (2)	0	8,800	7,039	15,839	3,005	18,844	
比 較	0 (0)	0	0	199	199	△ 41	158	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 294	千円 1,001	千円 0	千円 336	千円 1,550	千円 382	千円 120	千円 2,171	千円 1,384
	補正前	234	994	0	336	1,550	262	120	2,157	1,386
	比 較	60	7	0	0	0	120	0	14	△ 2

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円		千円		
	199	給与改定に伴う増加分	120	駐車場代に係る通勤手当による増額	扶養手当 60 千円 地域手当 7 千円 通勤手当 120 千円 期末手当 14 千円 勤勉手当 -2 千円
		人事異動等に伴う増減分	79	人事異動等による増減額	

議案第 1 1 号

令和 8 年度泉南市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度泉南市の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度泉南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第 1 款 下水道事業収益	2, 0 2 0, 8 8 2 千円	△ 1, 2 6 8 千円	2, 0 1 9, 6 1 4 千円
第 2 項 営業外収益	9 7 1, 3 1 2 千円	△ 1, 2 6 8 千円	9 7 0, 0 4 4 千円

	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第 1 款 下水道事業費用	2, 0 0 6, 8 7 6 千円	△ 1, 2 6 8 千円	2, 0 0 5, 6 0 8 千円
第 1 項 営業費用	1, 9 1 8, 3 1 6 千円	△ 1, 2 6 8 千円	1, 9 1 7, 0 4 8 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	913,996千円	△1,088千円	912,908千円
第2項 他会計出資金	89,178千円	△1,088千円	88,090千円

	支	出	
	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,376,922千円	△1,088千円	1,375,834千円
第1項 建設改良費	611,038千円	△1,088千円	609,950千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条の職員給与費「97,262千円」を「94,906千円」に補正する。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条の営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「238,141千円」を「236,873千円」に補正する。

令和8年9月2日提出

泉南市長 山 本 優 真

令和8年度泉南市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入の補正

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1.	下 水 道 事 業 収 益			2,020,882	△ 1,268	2,019,614	
	2.	営 業 外 収 益		971,312	△ 1,268	970,044	
		1.	他 会 計 補 助 金	238,141	△ 1,268	236,873	
			1.	他 会 計 補 助 金	238,141	△ 1,268	一般会計繰入金
合 計				2,020,882	△ 1,268	2,019,614	

収益的支出の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 下水道事業費用			2,006,876	△ 1,268	2,005,608	
1. 営業費用	1. 管 渠 費		1,918,316	△ 1,268	1,917,048	
			36,332	△ 5,830	30,502	
		1. 給 料	7,478	△ 2,777	4,701	給料 △ 2,777
		2. 手 当	4,710	△ 1,355	3,355	扶養手当 △ 117 期末手当 △ 470 勤勉手当 △ 412 通勤手当 42 地域手当 △ 318 児童手当 △ 80
		3. 賞与等引当金 繰 入 額	1,451	△ 701	750	賞与引当金繰入額（期末手当） △ 313 賞与引当金繰入額（勤勉手当） △ 268 法定福利費引当金等繰入額 △ 120
		6. 法 定 福 利 費	2,802	△ 997	1,805	共済組合納付金 △ 988 厚生会事業補給金 △ 9
		5. 総 係 費	62,884	4,562	67,446	
		1. 給 料	23,573	3,455	27,028	給料 3,455

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			2. 手 当	14, 549	836	15, 385	扶養手当 △ 450 期末手当 576 勤勉手当 177 通勤手当 416 管理職手当 60 地域手当 337 児童手当 △ 280
			3. 賞 与 等 引 当 金 繰 入 額	5, 003	△ 622	4, 381	賞与引当金繰入額（期末手当） △ 204 賞与引当金繰入額（勤勉手当） △ 249 法定福利費引当金等繰入額 △ 169
			6. 法 定 福 利 費	8, 181	1, 448	9, 629	共済組合納付金 1, 185 厚生会事業補給金 12 厚生年金 251
			7. 退 職 給 付 費	2, 944	△ 555	2, 389	退職給付費 △ 555
			合 計	2, 006, 876	△ 1, 268	2, 005, 608	

資本的収入の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
3. 資 本 的 収 入				913,996	△ 1,088	912,908	
	2. 他 会 計 出 資 金			89,178	△ 1,088	88,090	
		1. 他 会 計 出 資 金		89,178	△ 1,088	88,090	
			1. 他 会 計 出 資 金	89,178	△ 1,088	88,090	一般会計繰入金
合 計				913,996	△ 1,088	912,908	

資本的支出の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
4. 資 本 的 支 出				1, 376, 922	△ 1, 088	1, 375, 834		
	1. 建 設 改 良 費			611, 038	△ 1, 088	609, 950		
		1. 管 路 建 設 費		535, 322	△ 1, 088	534, 234		
			2. 手 当	9, 262	△ 393	8, 869	扶養手当	△ 432
							期末手当	102
							勤勉手当	△ 20
							通勤手当	4
		地域手当					△ 47	
6. 法 定 福 利 費	5, 000	△ 695	4, 305	共済組合納付金	△ 775			
				厚生年金	80			
合 計			1, 376, 922	△ 1, 088	1, 375, 834			

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	6 (2)	0	0	31,729	25,455	57,184	12,239	69,423
	資本勘定支弁職員	3 (1)	0	0	12,309	8,869	21,178	4,305	25,483
	合 計	9 (3)	0	0	44,038	34,324	78,362	16,544	94,906
補正前	損益勘定支弁職員	6 (2)	0	0	31,051	27,563	58,614	12,077	70,691
	資本勘定支弁職員	3 (1)	0	0	12,309	9,262	21,571	5,000	26,571
	合 計	9 (3)	0	0	43,360	36,825	80,185	17,077	97,262
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	0	678	△ 2,108	△ 1,430	162	△ 1,268
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	0	0	△ 393	△ 393	△ 695	△ 1,088
	合 計	0 (0)	0	0	678	△ 2,501	△ 1,823	△ 533	△ 2,356

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	1,017	5,044	10,521	7,973	1,008	2,260	780
	補 正 前	2,016	5,072	10,830	8,745	1,008	1,798	720
	比 較	△ 999	△ 28	△ 309	△ 772	0	462	60
	区 分	超 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補 正 後	2,746	106	480	2,389			
	補 正 前	2,746	106	840	2,944			
	比 較	0	0	△ 360	△ 555			

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 内 訳		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
					補正後	10人	2人	12人
	678	人事異動等に伴う増減分	678	人事異動等による増減額	補正前	10人	2人	12人
					比 較	0人	0人	0人
手 当		給与改定に伴う増加分	360	駐車場代に係る通勤手当による増額	扶養手当	△999千円	通勤手当	462千円
	△ 2,501				地域手当	△28千円	管理職手当	60千円
		人事異動等に伴う増減分	△ 2,861	人事異動等による増減額	期末手当	△309千円	児童手当	△360千円
					勤勉手当	△772千円	退職給付費	△555千円

議案第 12 号

令和 7 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 13 号

令和 7 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 14 号

令和 7 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 15 号

令和 7 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 16 号

令和 7 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 17 号

令和 7 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 18 号

令和 7 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 19 号

令和 7 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 20 号

令和 7 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 2 1 号

令和 7 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 22 号

令和 7 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 23 号

令和 7 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 2 4 号

令和 7 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 25 号

令和 7 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 26 号

令和 7 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 27 号

令和 7 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 28 号

令和 7 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 29 号

令和 7 年度泉南市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度泉南市下水道事業会計剰余金処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度泉南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 8 年 9 月 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

